令和4年度観光コンテンツ高付加価値化促進事業
事業内容のご案内

令和4年2月

千葉県商工労働部観光企画課

※令和４年度の予算要求段階の事業内容となります。事業の募集開始などは議会の議決後、改めてご案内いたします。

◇事業概要

1　目的

新型コロナウイルスにより激減した国内外の観光需要の回復を図るとともに、中長期的な観光需要の拡大を図るため、市町村や観光に携わる民間事業者等が実施する、宿泊客の増加や観光消費額の拡大に資する計画的で継続性のある市町村域を越えた広域的な取組に対し、経費の一部を補助します。

2　補助対象者

補助金の交付を受けることができる団体は、市町村、観光関連団体（ＤＭＯ、観光連盟、観光協会等）、民間事業者（会社、公益社団法人、ＮＰＯ法人等）、その他知事が認める団体となります。

民間事業者が補助対象者として認められる場合

地域における観光まちづくりに取り組む、宿泊業、旅行業、交通事業者、飲食店、土産物屋、その他観光関連の事業を営む法人又は個人・団体等が対象となります。

3　補助対象事業

以下のテーマに基づく、

・新たな観光コンテンツの造成

・既存の観光コンテンツの磨き上げ　が対象となります。

※それらに付随するイベント、情報発信、プロモーション等も対象となります。

※単発イベントの実施などは対象外となりますが、事業実施期間に事業を実施する過程として開催するイベントや、モニターツアーによる検証、ＷＥＢ制作などの情報発信、マーケティング調査なども対象となります。

【テーマ】

①ナイト・モーニングタイムエコノミーの推進

②スポーツツーリズム

③海や河川、水辺の魅力を活用したツーリズム

④食文化を活用したツーリズム

⑤その他、歴史、文化、芸術等の観光資源を活用したツーリズム

「ナイト・モーニングタイムエコノミー」とは？

地域の状況に応じた夜間・早朝の楽しみ方を拡充し、夜・朝ならではの消費活動や魅力創出をすることで、経済効果を高めることを目標とすること。飲食・宿泊を伴った観光消費の拡大も期待される。

※出典：観光庁「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」を参考に記載

【補助要件】

・市町村域を越えた広域的な取組であること。

・継続性が見込まれる事業であり、将来的に行政からの補助金等に頼らず自走していくことが可能となる取組であること。

・宿泊客の増加や観光消費額の拡大につながる取組であること。　等

4　基本的な考え方

（１）「高付加価値化」とは

本事業における「高付加価値化」とは、「『お得感がある』等の価格の優位性等ではなく、地域への来訪目的そのものとなる、いわば『わざわざ行きたくなる』という動機につながる魅力を持つコンテンツを造成すること[※1]」を意味します。

（２）観光を取り巻く環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、旅行形態の変化も見られます。

昨今の本県を訪れる宿泊客の動向を居住地別に着目すると、県内や近隣都県居住者の割合が多くなってきており、**マイクロツーリズムの到来**がうかがえます。

また、団体やグループでの宿泊旅行の回復が遅れる中、少人数や個人での旅行形態は比較的回復が早く、**プライベート空間志向の高まり**も見られ、**人混みを避けたアウトドアコンテンツやリラクゼーションを求めた観光形態も注目**されています。

このほか、定番の時間や見学方法をずらして効率的に旅行者を受け入れる仕組みも注目されており、夜間・早朝の時間帯を活用した**「ナイト・モーニングタイムエコノミー」の取組には、飲食・宿泊を伴った観光消費の拡大にも期待**できます。

（３）いま「高付加価値化」を行うこと

新型コロナウイルスの感染拡大は観光産業に大きな影響を与えていますが、ポストコロナに向けて、環境変化に伴う新たな観光需要の高まりを捉え、需要にも対応した付加価値を提供することで、「わざわざ来訪する」観光客の獲得に期待できるなど、新しい観光ビジネスモデルを生む好機でもあります。

付加価値の少ないコンテンツは価格競争にさらされるため、高付加価値型コンテンツでコアなファンを獲得することが、地域全体の経済的な底上げ、ひいては持続可能な観光地につながる可能性があります※1。

また、マイクロツーリズムが注目される昨今、人口の多い首都圏に位置する本県においても、さらなる観光需要の増加にも期待がされます。

（４）補助対象事業の仕組み

補助対象事業は、一過性のイベント等ではなく、持続的に地域の宿泊客の増加や観光消費をもたらすための※1仕組みがあるものとし、本事業の活用により観光コンテンツの造成・磨き上げを行った後、将来的には補助金に頼らず、地域での組織や収益等の基盤が確立され、自走化が期待できる事業に対し、補助します。

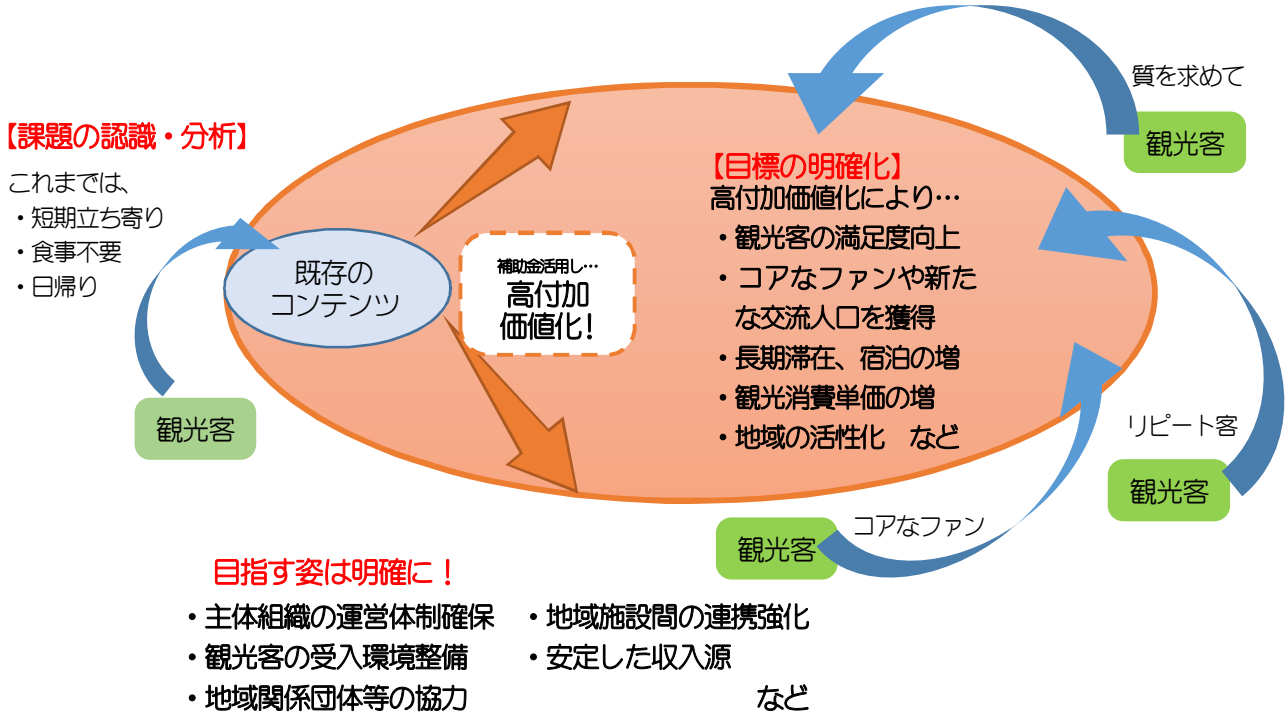

出典元

※1 観光庁「with/after コロナ期における滞在型コンテンツ造成のためのナレッジ集」より引用。
※2 （２）の項目は、観光庁「with/after コロナ期における滞在型コンテンツ造成のためのナレッジ集」、「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」及び内閣府地方創生室ビッグデータチームが公表する「V-RESAS」を参考に記載。

5　補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりです。（事業実施にあたり必要な経費に限る）

費目	内容（主な経費）
①報償費	・講師やアドバイザー等の派遣に要する経費
②旅費	・講師やアドバイザー等の派遣に要する経費
③需用費	・事務用品や環境衛生のための各種薬剤、各種消耗品等の購入費 ・ポスターやチラシ等の印刷代 ※食糧費は対象外
④役務費	・イベント保険料、郵便料等の通信運搬費
⑤委託料	・特殊な技術・設備または高度な専門的知識を必要とする事務事業、研究、調査等の委託に要する経費 ・実証に活用するアプリ等の開発、モニターツアーの開催、イベントの開催等に要する経費
⑥使用料賃借料	・不動産や自動車、機器類、会場等の借上料
⑦備品購入費	・比較的長く使用し、かつ保存できる器具類の購入費 ※10 万円以内で汎用性がなく、事業の目的外使用になりえないもの
⑧広告宣伝費	・紙面や WEB 等を活用し、世間一般に広く周知するために要する経費
⑨賃金	・アルバイト等の臨時職員で、一定の期間を定めて単純な労務に従事する臨時的な勤務形態の職員に対して支払われる経費
⑩その他	・事業実施のために必要と知事が認めた経費（別途協議の上決定）

※ハード経費は原則対象外。ただしコンテンツ造成に密接に関連し、必要不可欠なものに限っては、以下の経費を対象経費として認める場合があります。

工事請負費	・工作物等の造成または製造、改造の工事等に要する経費 ・建物の改修工事費、設計費等 ※本費目による実施内容は、事業のメインにはなり得ず、事業目的の達成や仕組みの補完・効率化のために不可欠または効果的な工事等に限る

【補助対象外となる主な経費】

・補助対象者の経常的な経費（団体の事務所家賃や光熱費、事業に係る職員の人件費や旅費等）
・既存の旅行商品（パッケージツアー、イベント、アプリ、宿泊券等）導入に関わる経費
・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの（クーポン発行など）
・飲食、娯楽、接待等に要する経費
・雑誌購読料、新聞代、加入する団体等に支払う会費等
・不動産や株式の購入費
・自動車等車両の購入費（ただし、事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）、や維持管理費（修理費、車検代、自動車税等）
・収入印紙・証紙の購入費
・振込等手数料（代引手数料を含む）、両替手数料
・補助金の申請書や実績報告書等の書類作成・提出に要する経費
・価格設定の適正性が明確でない備品等の購入費
・補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または補助事業終了後に納品、検収等を実施したもの。仕入れるために経費を支払った支出証拠書類に不備がある、または紛失等したもの
・このほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6　補助率、補助上限額

・補助率：ハード経費を除く補助対象経費の３分の２以内
　　ハード経費（原則対象外、P.４参照）は２分の１以内

・上限額：予算の範囲内（令和４年度予算要求額：１００，０００千円）
　　ただし、ハード経費は１０，０００千円を上限とする。

※算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

【計算例】補助対象経費が５０，０００千円（うち工事請負費２０，０００千円）の事業を採択した場合…

（３０，０００千円×２／３）＋（２０，０００千円×１／２）≒３０，０００千円
補助金額（最大）

◇申請のポイント

本事業は審査会を実施の上、採択する事業を決定する予定です。審査会では、以下の事項をポイントとして審査を行いますので、ご確認の上、申請いただきますようお願いします。

なお、各種補助要件等を満たしている場合であっても、採択されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ポイント１『地域の現状分析ができているか』

・これまではどういう状況にあったか、また、新型コロナの影響を受けてどのような環境変化があったかなど、地域を取り囲む状況の分析が十分にされているか。
・現状を把握した上で、取り組むべき課題を認識できているか。
・地域の観光資源など、他の地域にはない強み（または弱み）を認識できているか。
・従来から地域の観光資源を活用した観光コンテンツの事業を計画しており、補助金を活用することで、より高付加価値化された観光コンテンツが造成され、課題解決につながる内容となっているか。

ポイント２『独自性がありビジョンが明確か』

・地域ならではの資源を活かしつつ、他の地域と差別化された内容となっているか。
・主なターゲット（居住地、年齢層、所得層、趣味・ライフスタイルなど）が明確となっているか。

◎対象地域が広域かつ適切な範囲であり、事業効果が期待できる取組を評価します。

・目標※が具体的に設定され、その達成が見込まれるか。また、その**目標とする数値等の算出方法が定量的に示され、確実な効果測定が見込まれるか。**

※入込客数（人）の増加、宿泊客数（人）の増加、関係・交流人口（人）の増加、観光消費単価（円）の増加、滞在時間（時間）の増加、リピート率（%）の増加 等

・複数市町村の周遊が期待され、消費や宿泊・長期滞在が促される内容となっているか。

◎ハード整備に頼らず、多様な領域の事業者が連携した意欲的・先進的な独自の取組を評価します。

ポイント３『確実な実施と継続的な取組が見込まれる体制か』

・地域で活動する団体などが参画し、将来にわたってその地域での確実な実施が見込まれるか。

・テーマとするコンテンツの知識を有する専門家が参画し、適切なコンテンツの活用が見込まれるか。

・申請者のこれまでの活動実績などから、申請内容の確実な実施が見込まれるか。

・将来的にも組織が存続し、整備した地域の環境から資金を調達できる仕組み※が確立されるなど、補助金に頼らず、取組が継続して自走化することが見込まれるか。

※消費拠点整備による地域消費の増、会員制導入による会費収入、ツアーの商品化 等

◎金融機関のバックアップが得られるなど、必要な資金調達や工面等の目途が立っている実現性の高い取組を評価します。

・事業実施時や自走化後の実施体制において、各参画事業者の役割が明確となっているか。

本手引きを作成する際に参考とした資料（高付加価値化の考え方、観光を取り巻く環境等）

〇観光庁「観光白書」

https://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html

〇観光庁「with/after コロナ期における滞在型コンテンツ造成のためのナレッジ集」

https://www.mlit.go.jp/common/001412623.pdf

〇観光庁「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」

https://www.mlit.go.jp/common/001279567.pdf

〇内閣府「V-RESAS」

https://v-resas.go.jp/